帯広市立啓北小学校父母と先生の会会則

【第 1 章 総 則】

第1条(名 称)

本会は『帯広市立啓北小学校父母と先生の会』と称する。

第2条(目的)

本会は、父母と教職員が児童の健全な成長に対する責を負うものとして、互いに協力し本校の教育の発展と充実を図ることを目的とする。

第3条 (事務局)

本会の事務局は帯広市立啓北小学校に置く。

第4条(会員)

本会は、本校児童の父母又はこれに代わる保護 者と教職員で組織する。

第5条 (事業)

本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 児童の健全な保護育成に関すること。
- 2 会員の教養向上に関すること。
- 3 会員の健康増進及び親睦に関すること。
- 4 諸施設の整備充実に関すること。
- 5 会員相互の理解を深めるための広報活動に 関すること。
- 6 その他必要と認められる事業。

【第 2 章 機 関】

第6条 (総 会)

総会は本会の最高決議機関であって、全会員を もって構成し、議長は出席会員より選出する。

第7条 (総会の開催)

定期総会は、毎年4月に開く。但し会員の3分の1以上及び役員会が必要と認めたときは、臨時に開くことができる。

第8条 (議 決)

総会の議決は、出席者の過半数による。賛否同数のときは議長が決める。

第9条(役員会)

本会に役員会を設ける。役員会は会務の必要事項について審議する。役員会の議長は会長が務める。

第10条 (役員会の構成)

役員会は正副会長、監査及び各部正副部長と事

務局で構成する。役員会は会長が招集する。

第11条 (常任委員会の開催)

常任委員会は、各学級6名、教職員若干名の選出委員と、正副会長、監査、事務局で構成し、 次期総会までの決議機関であり、また本会の執 行機関として総会に対し責任を負う。

第12条(部 会)

本会の事業を推進するため、次の部を設ける。

- 1 総務部
 - ・会の組織運営及び関係団体への連絡調整、 学校の施設整備並びに環境の美化。
 - ・研修会、研究会参加の促進。
 - ・その他各部に属さないこと。
- 2 広報部
 - ・学校と家庭の連携を図り、会員相互の理解 を深めるための広報の発行に関すること。
- 3 厚生部
 - ・児童及び会員の健康増進並びに厚生に関すること。
- 4 社会部
 - ・児童の自主的活動の援助、校外生徒指導及 で青少年健全育成に関すること。
 - ・会員の研修に関すること。
- 5 学年部
 - ・学年、学級活動の推進及び研修親睦に関すること。

第13条 (部会の構成)

部会は、各学級選出委員6名、教職員若干名、 及び校長と役員会の推挙による会長委嘱委員若 干名で構成する。学年部は各学級2名の委員に よって構成し、その他の部には、各学級1名の 委員が必ず各部に所属するものとする。

【第 3 章 役 員】

第14条(役 員)

本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長3名、監査若干名、各部部長 ·副部長、事務局若干名。

第15条(役員の選出)

会長、副会長、監査及び各部部長は、総会で選出する。その方法は細則による。事務局は、会長が委嘱する。

第16条 (役員の任務)

会長は、本会を代表して会務を総括する。 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは 代理する。

監査は、業務並びに会計を監査する。 事務局は、庶務、会計を処理する。

第17条(校 長)

校長は、学校運営の立場から、第2章の機関に出席し、意見を述べることができる。

第18条(任期)

役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

【第 4 章 会 計】

第19条(会計)

本会の会計は、一般会費その他の収入による。 会費の額は別に定める。

第20条 (予算・決算)

本会の予算・決算は、総会の承認を得なければ ならない。

第21条 (会計年度)

本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

【第 5 章 雑 則】

第22条 (会則の改廃)

会則の改廃は総会の議決を経なければならない。 付 即

本会則は、昭和58年5月8日より施行する。 細則の施行は昭和58年5月8日とする。

昭和62年4月19日一部改正

平成 8年4月21日一部改正

平成 9年4月20日一部改正

平成11年4月18日一部改正

平成12年4月16日一部改正

平成13年4月22日一部改正

平成22年4月18日一部改正

【細則】

『役員候補指名委員会』

第1条 1 この会の役員選出のため、役員候補指名委員会(以下指名委員会という)を設ける。

- 2 指名委員会は、各部から選出された10名 及び教職員の代表2名で構成し、正副会長、 監査、及び各部部長の候補者を定数指名す る。
- 3 指名委員会の運営は次のとおりとする。
 - ① 指名委員会は総会の15日前までに会 長が招集する。但し会長は議事に参加 しない。
 - ② 委員の互選により、正副委員長並びに書記を決める。
 - ③ 本人の承諾を得て、総会の3日前までに候補者の氏名を全会員に知らせる。
 - ④ 総会において、委員長より候補者を指名して委員会の任務を終える。

『弔慰表彰の規定』

第2条 会員並びに児童、及び会員の同居家族が死亡した場合においては、香料及び弔電をおくり霊を 弔うものとし、会員に対する弔慰・表彰等は次 の場合とする。

- 1 弔 慰
 - ① 会員・児童が死亡したとき ~5,000円と弔電
 - ② 会員の同居家族が死亡したとき~3,000円
 - ③ その他、必要と認められたときは、会 長・副会長の合議による。
- 2 表 彰

次の事項に該当の場合、役員会の合議を経て行うものとする。

- ① 本会役員として5年以上の勤続者
- ② この会に特に功労のあった者

第3条 本細則の改定は、会則に反しない限り、常任委 員会で決定することができる。

> 昭和58年5月 8日施行 昭和59年4月22日一部改正 昭和61年4月20日一部改正 昭和63年3月31日一部改正 平成 9年3月11日一部改正 平成10年3月10日一部改正 平成13年3月13日一部改正